

(第一類 第三号)

第一回国会 衆議院 国土計画委員会 議録第三十二号

昭和二十二年十二月四日(木曜日)

午後三時三十一分開議

出席委員

- 委員長 荒木萬壽夫君
- 理事 藤田 榮君 理事 細野三千雄君
- 理事 内海 安吉君 理事 松浦 東介君
- 理事 的場 金右衛門君
- 足立 梅市君 伊瀬幸太郎君
- 松澤 一君 澤淵松太郎君
- 宮村 又八君 山本 幸一君
- 田中 角榮君 村瀬 宣親君
- 今村 忠助君 高田 弥市君
- 野原 正勝君 水田三喜男君
- 高倉 定助君 只野直三郎君

出席政府委員

- 法制局長官 佐藤 達夫君
- 戦災復興院總裁 阿部美樹志君
- 戦災復興院次長 大橋 武夫君
- 委員外の出席者 専門調査員 西畑 正倫君

本日の會議に付した事件

建設院設置法案(内閣提出)(第二八八號)

○荒木委員長 これより會議を開きます。

私より略報の御報告を申し上げます。速記中止。

(速記中止)

○荒木委員長 速記開始。これより質疑に入ります。

○内海委員 質問といいますが、私の建設院設置法の條文について、ちよつと法制局長官に伺うのであります。第十條において「建設院の長は、國務大

臣を以てこれに充てることができる。」

という規定があります。この建設院を

構成するところの各局は、第二條にお

いて規定せられております。それによ

りますと官房及び六局を置くこととなつて

おりますが、第十條の建設院の長があ

りまして、次長というのがちよつと見

當らないようでありまして、これはど

ういう理由でありますかお伺いしま

す。

○佐藤(達)政府委員 ごもつともな

御疑念と存じますが、第十三條に「建

設院の職員について必要な事項は、政

令でこれを定める。」となつておりまし

て、この職員關係の事項といたしまし

て、次長その他事務官あるいは技官等

に關する事柄を規定する考えであるわ

けであります。

○内海委員 そうしますと次長を置く

うか。

○佐藤(達)政府委員 政令としてはつ

きり確定したわけではございませんか

ら、確實にこう相なつておると、政府

としてさういふうにきめたというこ

とは申し上げかねますけれども、現在

の戦災復興院の規模において次長制度

をとつておるのでありますから、お

そらく建設院の場合におきまして、

次長制度は必要であらうというふう

考えております。

○荒木委員長 ほかにこの際御質疑は

ございせんか。

本日はこれをもつて散會いたします。
午後三時五十五分散會

本日はこの程度に止めまして、次會
は明日午前十時より開會いたします。

昭和二十三年一月二十日印刷

昭和二十三年一月二十一日發行

衆議院事務局

刷印者 印刷局